

別記様式（第5関係）

会 議 録

会議の名称	西東京市市民との協働推進懇談会 第8回会議
開催日時	平成14年10月29日（火） 19時から21時15分
開催場所	西東京市役所田無庁舎202・203会議室
出席者	渡辺副座長、斉藤委員、須藤委員、菅原委員、高橋委員、瀧島委員、山辺委員、 （事務局）企画課・神野主幹、生活文化課・宮寺主幹、小関主査 （欠席者 坂口座長、秋山委員、小野委員、山本課長）
議 題	1.第7回会議録の確認 2.提言書の骨子の検討
会議資料	1.第7回会議録 2.市民との協働推進懇談会 委員ワークショップ記録
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	会議内容
渡辺副座長	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市民との協働推進懇談会第8回会議を開始する。 はじめに第7回の会議録の確認を行う。 修正なしで確認された
渡辺副座長	<ul style="list-style-type: none"> 前回のワークショップを受け、今後の提言に向かうために、今回は背景にあたる現状と課題を明らかにし、どうやって実現するのかという方向性を議論し、その際に必要とおもわれる留意点を出していきたい。今日はAの部分を扱う予定だ。
渡辺副座長 宮寺主幹	<ul style="list-style-type: none"> Aの1、相互理解について、ご意見はないか。 NPO研修は現在も行っている NPOへの職員の出向については、共済等の関係もあって難しい。
渡辺副座長	<ul style="list-style-type: none"> 日本NPOセンターには愛知県、千葉県、我孫子市職員が派遣されている。やる気があればできるのではないか。 研修はどの程度行われているのか。
宮寺主幹	<ul style="list-style-type: none"> 去年からNPO法人連絡会と共催で研修対象を職員と市民団体を一緒にした講演を2回実施している。
渡辺副座長	<ul style="list-style-type: none"> 実地研修ではなく講座であったということだ。 行政とNPOの交流機会についてはどうか。
菅原委員	<ul style="list-style-type: none"> NPO連絡会としては、行政との話し合いは行われていないので、交流されているとは言えないと考えている。

渡辺副座長 小関主査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の内部ではNPOや協働についての勉強会などは行われているか。 ・ 協働事例などを職員がパソコン上で閲覧できるように情報提供している。今後、協働のニュースを職員向けに発行していきたく考えている。
斉藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、市では福祉計画が策定されつつあるが、この懇談会の状況は連絡されているのか。福祉計画にはNPOとの協働ということが盛んにでてくるが、担当課はこの懇談会で話し合われていることを了解しているのか。
宮寺主幹 渡辺副座長 宮寺主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係の部署とはお互いに情報交換できている。 ・ その際、市民の参加はないか。 ・ 今は行政の内部だけで、部署をこえた話し合いに市民が参加することはしていない。
渡辺副座長 菅原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流も研修も本格的にはこれからということだろう。 ・ NPO団体は発言しているが、職員の声は聞こえてこない。行政にも理解してもらわないと協働はすすまないだろう。
渡辺副座長 高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流が進まないと、協働の認識はすすまないだろう。 ・ 研修は全体に必要なのはいうまでもないが、NPOに深く関わり、判断を必要とされる分野がある。そういう分野には特に重点的に研修するべきだろう。また特に幹部、部課長研修は特に必要ではないか。いまず必要な分野については、最重点でレベルアップするべきだ。
渡辺副座長 小関主査	<p>(Aの2について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準協定文書様式についてはどうか。 ・ 公園管理にあたって、東京都では都と管理を請け負う団体が協定書結ぶ。口約束では担当者が変わったりしたら、また話し合いをしなければならない。そういうことのないように協定書を交わすことが必要であるという意見と受けとめている。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と公平性について、何が公平かということを考えてみたい。万遍なくというだけでなく、ある程度競争原理もいれなければ、かえって不公平になるということもあるだろう。良いものを選ぶというのは当然のことだ。
渡辺副座長 斉藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ この点について、社協（社会福祉協議会）ではどうか。 ・ 8、9割の補助金で事業する社協と、自主財源により運営するNPOでは事情がことなるだろう。社協としてはより良いサービスをより効果的にということを考えている。NPOの方が良いものはNPOに出して、社協にしかできないものに重点をおくようにしている。
渡辺副座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場原理、競争原理を導入すると、本来は制度から取り残されたものを対象にするべきNPOが、企業と同じになり、やはり取り残される人がでてくる。その場合、どうするかが問題だろう。
斉藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのため、社協とは方向性を異にするとした事業が、企業にもNPOにもできなくて、社協に戻ってくる場合もでてきている。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPOの場合は、将来性を考えなければならない。企業のように今の状態だけをみた競争でなく、競争原理をベースにしつつ、NPOの独自の性質を考えた運用が大切だ。
渡辺副座長 神野主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期的なリターンではなく、長期的なものも含めた競争ということだろう。 ・ 自治体とNPOの対等性についてだが、西東京市で10月1日から施行されている市民参加条例でも、市民参加の基本原則として、(法人を含む)市民と市が対等の立場で、お互いの役割を理解し尊重しながら行うものとしている。このように市では、対等性について検討の経緯があるということをつまえて、提言して頂きたい。

渡辺副座長	・ 既に定めてあっても、何度のべてもよいことであろう。市民参加条例にあるから、提言する必要はないということではないだろう。
神野主幹	・ いらぬということではなく、去年の審議にもあったということ踏まえてということだ。
渡辺副座長	・ 対等ということでは、人・もの・金・知恵という四つの資源のうち、前三者については圧倒的に行政がもっているの、簡単に対等とはいえず、対等は知恵の部分しかない。アイデア、プランニング、提言力をNPO側がどうつけるかというソフトの面を強めない対等はない。
高橋委員	・ それを防ぐのが情報公開だ。情報公開を推進するべきだ。
瀧島委員	・ 情報公開が鍵だ。提言ではもっと突っ込んだ形が必要であり、何が情報公開で、どんな情報がほしいのか定義するべきだ。市民が情報を取りやすいということが大事だ。とりやすい情報でなければ、市民はつかえない。
渡辺副座長	・ 羅列的にだすのではなく加工したり、いろんな方向から検索できるようにすると良いだろう。今の公開の仕組みはどうなっているのか。
小関主査	・ ホームページ上はキーワード検索できる。 ・ 協働を進める上で市民がどういう行政情報を求めているかが問題だ。それは協働の事例、協働の相手方、事業内容、事業費、効果はどうかという評価もふくめたもの、市民の中にどういうニーズがあるのか、など、NPOが協働提案するにあたって役にたつような情報だろうと思う。
渡辺副座長	・ 事例、相手方、事業内容、事業費は行政だけで出せるが、評価は行政だけでなく市民も含めてするべきだし、市民ニーズも行政だけでは把握できないだろう。
小関主査	・ Aの1、2は関連が深い。市がNPOの特徴を理解し、NPO側も行政の仕組みを理解しないと真のパートナーにはなれない。対等性について言えば、パートナーであるべきなのに下請け化して、安いからと経費削減の手段として使われてしまうことが一般的に問題視されている。
渡辺副座長	・ NPOも行政の仕組みを理解する必要があるということAの1に入れよう。
渡辺副座長	(Aの3について) ・ 「協働団体の政策提言力活用の指針」とは、協働をおこなった団体からの提言を活用するということだと理解する。「NPO側から行政側に実態のある提言をする」とは、協働を行っていない団体を含めてのことだろう。
山辺委員	・ 前者は「行政側が」協働に関わったNPOの提言を活用せよということで、後者は「NPOが」実行可能な提言をせよということで、両方が政策提言に関して慎重かつ前向きにということだろう。
高橋委員	・ 実態とは市の気付いていない市民ニーズに根ざしたものということだ。
渡辺副座長	・ 西東京市に軸をおいた具体的な意見はないか。
山辺委員	・ 実際にこれまでNPOの提言によって実現した政策はあるのか。
神野主幹	・ 計画を作る時には、この場のように市民の提言をうけいれている。
小関主査	・ Eメールによる政策提言や、提案書を広聴窓口提案することはできる。しかし、その後の対応を含め、提言の扱いが制度化されていないという現状を踏まえ、仕組みとして確立せよということだと理解する。
高橋委員	・ 私達がNPOへ提言するのは、市への提言という主旨に照らすと、おかしいのではないか。むしろ行政にはNPOの提案が市民ニーズに根ざしているかどうか見極めて拾い上げよというべきだ。

小関主査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政は行政の部分の提言として受けるということなので、盛り込むのはかまわない。提言書は情報公開で一般の市民の目に触れる機会もある。 ・ 基本的には行政に対する提言だが、NPO側も気をつけなければならない点もあると言っても良いということだ。 ・ 今の点や先ほどの「市民の行政の仕組みを理解する必要がある」ということなどは「その他の欄」にいれるとよいのではないか。市民が行政についての勉強会を開くというような点だ。 <p>(Aの4について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎さんの講演にもあったように協議は協働と並んで大きな問題だ。 ・ 「協議義務と評価義務の明文化」とあるが、制度的にはどうなるのか。協働にはかならず経費が使われるのでその評価を義務づけるのは分かるが、協働する時には必ず事前に協議せよというのは制度的にはどうなのか。 ・ 協議の定義が必要だろう。 ・ 何を協議するのか、市民ニーズの把握が重要になってくるかもしれない。市民ニーズの把握はどうやっているのか。 ・ 社協に関わって来た人の活動を、社協が支援する中で、NPOが生まれつつある。ニーズがNPOとなっていく例だが、NPOはどのようにニーズを把握しているのか。 ・ 会員からの意見聴取だ。 ・ 福祉分野では、相談を受けるが、それがニーズといえる。一件だけの相談でも、その相談に対応していくうちにサービス内容が増えていくという面がある。その意味では相談はニーズの把握といえる。 ・ 行政ではどうか。 ・ 行政では議会からの提案も多いと思う。 ・ 担当者が一本の電話、窓口での要望・苦情などから市民ニーズをつかむことも多い。 ・ 社協が拾い上げたニーズにNPOとの協働で応えて問題解決していくこともある。この点について今後も提言したい。 ・ 「評価の義務の明文化」だが、NPOとの協働は長期に及ぶこともあるので、評価義務を明文化すると、いつどこでどのようにするかという問題や、すぐに効果が出ない性質のものは評価が低くなるということもある。だから「義務」と明文化するのではなく「評価の明文化」とするのが良い。 ・ 「評価をしなくてはならない」と明文化すべきだ。一定期間を区切って評価すべきだと明記した方が公平性を保ち見直しもできる。市民と行政がともに評価することが必要だ。 ・ 「協働事業の評価は行うものとする。ただし、事業期間によって、短期のものは事業終了後、長期のものは一定期間経過後に中間評価をするものとする。」ということだろう。 ・ 評価は大切だ。ただ、義務化することで、これではやってられないというような煩わしいものになってはと懸念する。 ・ 評価は誰がするのかという点もある。 ・ 義務というなら当事者だろう。 ・ 当事者がするなら評価というよりも報告だろう。NPOが行政を、行政がNPOという交差したものなら評価も可能だが、一般的には第三者評価だ。
渡辺副座長	
瀧島委員	
渡辺副座長	
山辺委員	
渡辺副座長	
斉藤委員	
菅原委員	
須藤委員	
渡辺副座長	
宮寺主幹	
小関主査	
斉藤委員	
高橋委員	
山辺委員	
渡辺副座長	
高橋委員	
渡辺副座長	
高橋委員	
渡辺副座長	

神野主幹	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価は現在、制度を検討中だ。現在西東京市は、新市になって様々な計画が策定されつつある状態だ。計画ができてその計画の事業を評価する。計画策定の審議会に市民参加があるように、評価にも市民参加を考えている。 計画策定に参加したまったく同じ市民が。 そうではない。第三者評価に近いものと考えている。
渡辺副座長 神野主幹	
瀧島委員	<p>(Aの5について)</p> <ul style="list-style-type: none"> この表中の「行政」と「市民」は自分としてはAの1に来る内容のつもりで提案した。協働の前提条件という意味だ。 「市民」の部分は自立した市民像だ。地方分権は行政だけの話ではない。 NPO法人という仕組み自体が「市民」の部分に対応している。「市民としての気付き」のためにNPOがあるように思う。NPOが市民をつくり、市民がNPOをつくるという両面がある。 NPOは社会貢献する。 行政職員がNPO法人をたちあげるということは、制度上は問題ないようだ。勿論無給で、土日などの職務時間外の活動である。やってみれば一番良く分かるのは確かだ。
渡辺副座長 須藤委員	
菅原委員 渡辺副座長	<p>(Aの7について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一元化」というのはデータベースを意味すると考えられる。作成、維持にあたって行政と市民の両方が関わらなければできないだろう。その他についてもどうか。 「市報のNPO法人欄」についてだが、市報に載せるべき行政情報は多く、スペースに限りもあり難しいと思われる。常時は難しい。 神奈川新聞で毎週月曜日に「NPOスクエア」という一面の記事が掲載されている。わたしも参加している論説、イベント情報、協働事例としてボランティア活動推進基金21による団体の紹介の三本立てになっている。協働事例だけならできるのではないか。 市報にこだわらず、NPO新聞を発行すればいいのではないか。公民館だよりのような専用紙を検討せよということではどうか。 NPO活動は今後ますます重要度をます分野だ。その重要性を認識した上での広報活動を考えると、市報に載せるにたる情報だと考える。 市報にNPO法人欄を設けるといのは検討したことがある。しかし、NPO法人数が一挙に増えて全部載せることが困難であったり、個々の活動内容から掲載に相応しいか判断する必要があったり、NPO法人以外のボランティア団体の扱いをどうするか、などの理由から企画を中断した経緯がある。その結果として暫定的ではあるが、別の手法として、西東京市のボランティア法人という小冊子を作成した。 中間支援組織で情報を出して、行政が支援するのが良いのではないか。いずれにしても市報など媒体の検討も必要だ。 配布方法も重要だ。市報とセットであれば全戸配布が保障されているが、中間支援組織の情報紙では難しいのでは。 なにを情報公開するのかということ、まず検討すべきではないのか。広報紙は媒体であって、内容が問題なのではないか。 その通りだ。事例と進捗状況がまずあげられるだろう。
渡辺副座長	
山辺委員	
瀧島委員	
渡辺副座長	

瀧島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加条例ができて、今後行政は事業するにあたって必ず市民参加で行わなければならない。そのために情報を市民に公開するのではないか。 ・ 市民が参加するためには、参加に必要な情報が市民に届くことが大切なのではないか。計画しようとしていることが、よりわかりやすく提供されることが情報公開だ。市民ではなく、行政の考えていること（情報）を市民に落とすことではないか。参加をよびかける投げかけの場という位置付けではないか。
山辺委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ それは協議や政策提言にかかわるものであって、ここで問題になっている情報は、NPOが協働をしようと申し出る時に必要になる情報（協働事例や、行政の決定過程に関わるもの）なのではないか。
渡辺副座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ この点についてはもっと議論が必要だが、先に全体をさらうことにしたい。
渡辺副座長	<p>（Aの7について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政組織についてだが、多分野多部局に関わった柔軟な対応ができるかが重要だが現状ではどうか。
神野主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織は行政分野別にできており、個々の法令に従って仕事をしなければならない。柔軟な対応というと、どういうイメージなのか。協働の視点を持ちつつ、ということか。
小関主査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一例だが、地方分権の流れの中で、多様な市民ニーズに柔軟に対応しようという組織改正の動きが多摩地域でもあり、協働を象徴する形として、企画部を政策協働推進部と変更している自治体もある。
宮寺主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズが多様化し、そもそも、縦割りにかぎらず行政では対応できない社会サービスを提供するNPOとどう協働し、必要に応じてどう支援するかということだろう。体制の見直しは部分的にはできるが、何でも行政が負うということとはできない。
渡辺副座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単に組織名を変えるだけでなく、そこに一段上の権限を与えたり、通常とは異なる人事の仕組みなどを考えないと本当の協働は実現できない。他の自治体のケースを調べてみて下さい。
渡辺副座長	<p>（Aの8について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直しは協働の前にとということだ。何でも協働ということではなく、まず見直しということは当たり前だ。委託と協働事業の相違の見極めも必要であり、委託契約そのものの再検討もあえて協働の中に取り込んでいこうという方向で、対等な契約が意味を持つてくるだろう。
神野主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金については、旧両市の補助金制度が異なっていたということもあり、現在見直しを行っている。三月議会に向けて年明けに結果が出る予定だ。今後、見直しのサイクル化をはかるという問題意識をもっている。
渡辺副座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良いことだ。委託と協働についてはどう考えるか。
菅原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託は協働ではないと考える。
瀧島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状で委託でない協働事業はあるのか。
小関主査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託をのぞくところという実行委員会形式が多い。 ・ 委託にも二種類あると考えている。仕様書に基づいて業務の細部まで決める請負型と、先方の知的財産を利用する委任型である。委任契約の場合は協働に近いのではないか。ただ、細かく仕様を決めないと委託金額の積算がしにくいという問題がある。また委任契約の場合には、金額に見合う事業ができないとその損失をどうするかという問題があり、制度としてとりいれるのが難しいかもしれない。

<p>渡辺副座長 小関主査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行委員方式でない協働事業の例はないか。 ・ 花いっぱい運動があげられる。市立公園等への花植えについて、市が花などを提供し、市民団体が植え付け作業等を行っている。このような手法は市民団体からの要望により実現したと思われる。
<p>渡辺副座長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今日議論したところまでを事務局で表にまとめていただきたい。 ・ 情報公開について、公開する情報の明確化、市民参加条例とこの場がどうかかわるかということについては次回以降議論を深めることとする。 ・ 協働推進部の他市の事例については調べておいてほしい。 ・ 以上で第8回会議を終了する。次回は11月12日の予定